

令和 7年 12月 5日

おしらせ

(労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定の修正について)

令和7年12月4日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記のとおり労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定を修正したのでお知らせいたします。

なお、本件修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はありません。

記

※修正内容

第1条の「756荷造作業員」を「095 荷役・運搬作業員」に修正

別表1の「082配達・輸送・機械運転の職業」を「082 配送・集荷の職業」に修正

別表1の「034一般事務・秘書・受付の職業」の奈良県を¥1051から¥1116に修正

別表1の「082 配送・集荷の職業」を¥1277から¥1218に修正

別表1の「097包装作業員」大阪府D等級を1237～1500から1177～1500に修正

なお、労使協定の改定及び運用は、労使協定の発効日から適用する。

＜問い合わせ先＞

株式会社オーガスタアトラス

派遣元責任者 半村

電話番号 03-6805-0958